

1. 風水害時の対応

1.1 配備基準

風水害時における配備体制と配備基準は次頁のとおりとする。

※次頁基準に合致しない場合であっても、市長が必要と認めるとき（警報が発令される見込みがある場合等）は状況に応じた体制をとる。

※特に、台風接近時の対応には「いつ（いつまでに）、誰が、何を」すべきかを事前に決めて行動する、事前行動計画（タイムライン）を活用する。

※なお、突発的な集中豪雨等により、警報（大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪）の1以上が市内に発表されたときは、直ちに準備体制とする。この場合、体制配備に関する指示連絡が遅延することが予測されるため、該当する部局においては自主参集とする。

1.2 動員配備体制

風水害発生時における、職員の動員配備体制は以下のとおりとする。

市に災害対策本部を設置したとき、災害時の法令に基づき「災害警戒本部（又は水防本部）」が設置されている場合は、災害対策本部に吸収し組織の一元化を図る。

1.3 事前行動計画（タイムライン）の取り組み主体

タイムラインの取組主体は、危機管理課とし、本部体制設置後は本部に引き継ぐこととする。

1.4 事前行動計画（タイムライン）策定に向けた検討項目

- ① タイムライン適用判断・進捗管理
- ② 台風・気象情報等の整理・分析
- ③ 配備体制に関すること
- ④ 消防団（水防団）に関すること。
- ⑤ 公共交通機関運行情報等の把握及び広報
- ⑥ 早期開設の避難場所の運用に関すること

※水防本部体制とは災害警戒本部体制と同様の体制である。

※事前予測が可能な風水害（台風等）の場合、第一号体制（早期準備）及び第二号体制（早期運営）

体制		配備内容	配備基準
警戒体制	準備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集 ・警戒体制配備のための準備 	<p>次の注意報の2以上が発表され、市長が必要と認めるとき（警報が発令される見込みがある場合等）</p> <p>① 大雨注意報 ② 洪水注意報</p> <p>又は、次の注意報が発表され、市長が必要と認めるとき</p> <p>③ 大雪注意報</p>
	第一号体制 (早期準備) ※	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集 ・警戒体制配備のための連絡体制の整備 ・次長級調整会議の実施 ・早期開設の避難場所の設置の必要性について判断 ・早期開設の避難場所の開設準備 	<p>気象庁から早期注意情報（警戒レベル1）が発表され、「台風情報」により暴風域に入る確率が30%以上、かつ今後2日～5日以内に「警報級の可能性〔中〕」以上と発表。もしくは「気象台防災シナリオ」で警報級の見通しであるとき</p>
	第一号体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集 ・警戒体制配備のための連絡体制の整備 ・避難場所等の設置の必要性について判断 	<p>次の注意報又は警報の2以上が市内に発表され、市長が必要と認めるとき</p> <p>① 大雨注意報 ② 洪水注意報 ③ 暴風警報</p> <p>又は、次の警報が発表され、市長が必要と認めるとき</p> <p>④ 大雪警報 ⑤ 暴風雪警報</p>
	第二号体制 (早期運営) ※	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集 ・早期開設の避難場所の開設運営について判断 ・早期開設の避難場所担当職員の配置 	<p>第一号体制（早期準備）の配備基準が継続し、各防災情報から総合的に判断して本市に影響を受ける可能性が高いとき</p>
災害警戒本部体制	第二号体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制設置の連絡体制整備 ・情報発信（報道、市民）の開始 ・避難場所等の開設運営について判断 	<p>次の警報の1以上が発表され、本市に影響を受ける可能性が高いと市長が認めるとき</p> <p>① 大雨警報 ② 洪水警報 ③ 暴風警報 ④ 大雪警報 ⑤ 暴風雪警報</p>
災害対策本部体制	第一配備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整 	<p>1. 小規模な災害が複数発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合</p> <p>2. その他市長が認めるとき</p>
	第二配備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での早急な応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整 	<p>1. 市内に甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたり得る場合</p> <p>2. その他市長が認めるとき</p>
	特別配備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での早急な応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整 ・他市町、その他関係機関への応援要請 	<p>1. 市内に甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市内組織で対応が不可能な場合</p> <p>2. その他市長が認めるとき</p>